

災害派遣にかかる職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和6年4月19日（金）

局側：環境局総務部職員課長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局側）

令和6年能登半島地震により被災した石川県能登地方への災害支援にかかり現地自治体から全国都市清掃会議を通じて、本市に対して支援要請があった。

現地の状況から、当局として速やかな災害支援を行うことが必要であると判断し、本年1月に行った石川県能登地方に対する災害支援隊の派遣に引き続き、追加派遣を行うこととしたので、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、支援期間は、現在調整中ではあるが、令和6年5月1日（水）から当面の間とし、令和6年5月1日（水）から先遣隊を派遣し、第3次隊については、令和6年5月4日（土）からの派遣を考えている。第4次隊派遣は、第3次隊派遣の状況を踏まえて判断する。

また、支援自治体については、七尾市、輪島市、珠洲市のいずれかとし、使用する機材は、支援自治体の支援要望内容を踏まえて決定する。宿泊先は富山県高岡市の「ホテル・アルファワン高岡駅前」（高岡市下関町4-55）を予定している。

（組合側）

ただいま、局側から提案があった石川県能登地方への災害派遣にかかる勤務労働条件については、現地の状況等を踏まえ了承するが、管理監督者においては、安全配慮及び適切な休憩時間の確保に努められるよう要請しておく。

また、派遣職員の数や業務内容、勤務時間等詳細な勤務労働条件について協議するよう求めておく。

（局側）

承知した。派遣職員数や勤務労働条件等については別途協議する。

以上で本日の交渉を終了する。